

島根県医療提供体制設備整備費補助金交付要綱新旧対照表

改正後					改正前				
島根県医療提供体制設備整備費補助金交付要綱					島根県医療提供体制設備整備費補助金交付要綱				
1～2. [略]					1～2. [略]				
(交付対象事業)					(交付対象事業)				
3. この補助金は、次の事業（以下、「交付対象事業」という。）を交付の対象とする。 (1)～(11) [略]					3. この補助金は、次の事業（以下、「交付対象事業」という。）を交付の対象とする。 (1)～(11) [略]				
(12) 災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業					[新設]				
「災害医療対策事業実施要綱」に基づき実施する災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業									
4. [略]					4. [略]				
(交付額の算定方法)					(交付額の算定方法)				
5. この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、別表1の第1欄に掲げる事業区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 (1) 交付対象事業のうち、3の(1)及び(3)から (12) に掲げる事業 ア～イ [略] (2) [略]					5. この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、別表1の第1欄に掲げる事業区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 (1) 交付対象事業のうち、3の(1)及び(3)から (11) に掲げる事業 ア～イ [略] (2) [略]				
別表1					別表1				
1 事業区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率	1 事業区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
(1)～(11) [略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(1)～(11) [略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(12) 災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業	医療機器等	1か所当たり 19,224千円	災害・感染症医療業務従事者派遣に必要な設備の購入費	3分の1	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
	緊急車両	1か所当たり 31,685千円	緊急車両（緊急車両に常設する携行式の応急用医療資器材、テント、発電機等設備及び外部給電気を含む）の購入費						
6. [略]					6. [略]				

別表 2

1 事業名	2 下限額
(1) 休日夜間急患センター設備整備事業	1品につき 66千円
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業 (医療機器に限る)	1品につき 200千円
(3) 救命救急センター設備整備事業 (医療機器に限る)	1品につき 200千円
(4) 小児医療施設設備整備事業	1品につき 200千円
(5) 周産期医療施設設備整備事業 (医療機器に限る。)	1品につき 200千円
(6) 共同利用施設設備整備事業	1品につき 2,000千円
(7) 地域災害拠点病院設備整備事業	1か所につき 200千円
(8) 人工腎臓装置不足地域設備整備事業	1品につき 100千円
(9) 院内感染対策設備整備事業	1品につき 66千円
(11) HLA検査センター設備整備事業	1品につき 100千円

(交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 県から間接補助金（国から交付される統合補助金を財源の全部又は一部とした県からの補助金をいう。以下同じ。）の交付を受けて行われる事業（以下、「間接補助事業」という。）に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに県知事の承認を受けなければならない。
- (2) 間接補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、速やかに県知事の承認を受けなければならない。
- (3) 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに県知事の承認を受けなければならない。
- (4) ～ (13) [略]

(14) 市町村は、市町村補助金を交付する場合には、市町村補助事業者に対し、次の条件を付さなければならない。

ア 市町村補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに市町村長の承認を受けなければならない。

別表 2

1 事業名	2 下限額
(1) 休日夜間急患センター設備整備事業	1品につき 66千円
(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業 (医療機器に限る)	1品につき 200千円
(3) 救命救急センター設備整備事業 (医療機器に限る)	1品につき 200千円
(4) 小児医療施設設備整備事業	1品につき 200千円
(5) 周産期医療施設設備整備事業 (医療機器に限る。)	1品につき 200千円
(6) 共同利用施設設備整備事業	1品につき 2,000千円
(7) 地域災害拠点病院設備整備事業	1か所につき 200千円
(8) 人工腎臓装置不足地域設備整備事業	1品につき 100千円
(9) 院内感染対策設備整備事業	1品につき 66千円
(11) HLA検査センター設備整備事業	1品につき 100千円

(交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 県から間接補助金（国から交付される統合補助金を財源の全部又は一部とした県からの補助金をいう。以下同じ。）の交付を受けて行われる事業（以下、「間接補助事業」という。）に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、県知事の承認を受けなければならない。
- (2) 間接補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、県知事の承認を受けなければならない。
- (3) 間接補助事業を中止し、又は廃止する場合には、県知事の承認を受けなければならない。
- (4) ～ (13) [略]

(14) 市町村は、市町村補助金を交付する場合には、市町村補助事業者に対し、次の条件を付さなければならない。

ア 市町村補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

7. (14) イ～13. [略]

附則（平成19年9月28日医第649号）

～（令和5年1月31日医第1318号） [略]

附則（令和6年11月21日医第1046号）

1. この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

2. 令和5年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

別紙1～別紙5 [略]

7. (14) イ～13. [略]

附則（平成19年9月28日医第649号）

～（令和5年1月31日医第1318号） [略]

〔新設〕

別紙1～別紙5 [略]